

山形大学校友会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学校友会会則第15条第2項の規定に基づき、山形大学校友会専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会は、次の各号の理事で組織する。

- (1) 学生の保護者等及び本学の卒業生より選出された理事並びに学長が推薦する理事4人
- (2) 役員及び教職員より選出された理事 3人（エンrollment・マネジメント担当理事1人、当該学部の主担当教員2人）

(任期)

第3条 前条に規定する委員の任期は、山形大学校友会会則第12条第2項の任期とする。

(任務)

第4条 専門委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 事業計画の調査及び実施に関すること。
- (2) 予算及び決算の準備に関すること。
- (3) その他理事会から付託を受けたこと。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する者が、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第6条 専門委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を得て意見を求めることができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、山形大学エンrollment・マネジメント部において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関する必要な事項は、専門委員会において定めることができる。

附 則

この規程は、平成20年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月24日から施行する。